

令和8年 第7回 福岡市選挙管理委員会

3月30日（月） 午前10時30分

議 題

- 1 福岡市選挙管理委員会委員長の選挙について
- 2 福岡市選挙管理委員会の委員長職務代理者の指定について
- 3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・ 令和8年4月6日（月） 午前10時30分
- ・ 令和8年4月20日（月） 午前10時30分
- ・ 令和8年5月7日（木） 午前10時30分

福岡市選挙管理委員会委員長の選挙について

令和8年3月29日任期満了に伴い、新たに選挙管理委員が選挙されたので、地方自治法第187条第1項の規定により、委員の中から委員長を選挙する。

1 委員長氏名

2 選挙年月日

令和 年 月 日

【参 考】

○地方自治法

(委員長)

第187条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

(第2項、第3項 略)

○福岡市選挙管理委員会規程

(委員長の選挙)

第2条 委員長の選挙は、無記名投票で行ない、最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで定める。

2 委員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推せんの方法を用いることができる。

(第3項 略)

(委員長の臨時職務代理)

第7条 委員長の選挙を行なう場合において、委員長の職務を行なう者がいないときは、年長の委員が臨時に委員長の職務を行なう。

福岡市選挙管理委員会の委員長職務代理者の指定について

令和8年3月29日任期満了に伴い、新たに選挙管理委員が選挙されたので、地方自治法第187条第3項及び福岡市選挙管理委員会規程第4条の規定により、委員長が委員長職務代理者を指定する。

1 委員長職務代理者氏名

2 指定年月日

令和 年 月 日

【参 考】

○地方自治法

(委員長)

第187条

(第1項、第2項 略)

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

○福岡市選挙管理委員会規程

(委員長の職務代理者の指定)

第4条 委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときその職務を代理する委員をあらかじめ指定しておかなければならない。